

後継者育成事業の歩み

I. 福島県認定職業訓練校 会津漆器技術後継者訓練校

1. 沿革

昭和 46 年 会津漆器技術後継者養成所として発足

母体 会津漆器技術後継者養成所協議会

会津漆器協同組合連合会・会津若松市・県会津若松工業試験場で構成

平成 13 年 県会津若松技術支援センター（旧県会津若松工業試験場）移転に伴ない、現在地（漆器工房）に移る。

平成 15 年 福島県認定職業訓練校 会津漆器技術後継者訓練校に改組

1 学年 5 名、塗コースと加飾コースを併設

平成 22 年 諸般の事情により休校

平成 23 年 1 学年 4 名、塗コースと加飾コースを隔年ごとの募集に変更して再開

(1) 会津漆器技術後継者養成所時代（1 期～32 期）

- ・ 199 名卒業 現在、業界の中核となっている。
- ・ 入所者は、職人の子弟、業界関係者など地元が中心だった。
- ・ 専任講師による指導だった。

(2) 会津漆器技術後継者訓練校（1 期～現在）

- ・ 2018 年現在 60 名卒業。 卒業生から職人、講師、教務職員を輩出。
- ・ 高校、大学、大学院の新卒者、転職による入校が増加、応募は全国から。
- ・ 訓練生は、原則、事業所(企業)からの派遣。
- ・ 講師は専門分野の職人による担当制とした。また会津若松技術支援センターの職員が、臨時講師として補完している。

2. 組織

- ・ 会津漆器協同組合を母体とする。
- ・ 運営は、組合役員 10 名で構成した運営委員会でおこなう。
会津若松市、県会津若松技術支援センター、有識者もオブザーバーとして参加。
- ・ カリキュラム検討委員会で、適宜、カリキュラムを見直す。
- ・ 教務職員を配置。現在の教務職員は卒業生。

3. 認定職業訓練とは

民間の企業等が行う労働者等を対象とする職業能力の開発・向上に必要な知識・技能を付与する為の職業訓練で、訓練内容が職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備等の基準に合致した訓練である旨の知事の認定を受けた訓練。

Ⅱ. 自立支援事業（平成 14 年開始）

- ・ 卒業生対象(2 名)。卒業後、職人のもとに実地訓練を目的に派遣。

Ⅲ. 会津漆器技術後継者育成支援事業（平成 21 年開始）

- ・ 訓練校の卒業生およびそのグループを対象。
- ・ 原材料費、工具器具費、会場費、広告宣伝費等の補助。
- ・ 実施団体 会津漆器協同組合

以上